社会福祉法人幸得会

役　員　等　報　酬　規　程

（目的）

第1条　この規程は、社会福祉法人幸得会定款第10条及び第18条第1項の規定に基づき、常勤役員、非常勤役員並びに評議員の報酬等について定めるものとする。

（定義）

第2条　本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

　２　本規程でいう役員等とは、理事、監事及び評議員会をいう。

３　本規程でいう常勤役員とは、所定週平均2日以上勤務する役員をいう。

　４　本規程でいう非常勤役員とは、所定週平均2日以上勤務に該当しない役員等をいう。

　５　報酬は、法人と委任関係にある役員等の職務執行の対価として支払われるものとする。

（常勤役員の報酬）

第3条　所定週平均2日以上勤務にあたる役員（以下｢常勤役員｣という。）に対しては、別表１により、月額報酬を支払うことができる。

　２　前項の報酬以外に、理事会、監事監査、評議員会等の出席に係る支出及び費用弁償については、これを行わないものとする。

（非常勤役員の報酬）

第4条　所定週平均2日以上勤務に該当しない役員及び評議員の報酬は、以下のとおりとする。

　　(1)　理事長、理事及び監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表２により報酬及び費用弁償を支払うことができる。

　　(2)　監事が法人監査会に出席したときは、別表２により報酬及び費用弁償を支払うことができる。

　　(3)　評議員が評議員会に出席したときは、別表２により報酬及び費用弁償を支払うことができる。

　　(4)　理事長、理事、監事及び評議員が会議等以外の日において、理事長等の命を受けて法人及び施設の運営のため業務にあたった場合は、別表３により報酬及び費用弁償を支払うことができる。

（兼務役員）

第5条　施設の職員を兼務する常勤役員は、施設の職員としての業務を除く法人業務に限り、この規程を適用することができる。

（報酬の支払い方法）

第６条　非常勤役員並びに評議員会への報酬の支払いは、会議及び業務に参加及び出席した場合に支払うものとする。

２　理事長及び常勤役員への報酬の支払いは、当月１日から末日までの分について、翌月１０日までに支払う支払うものとする。

　３　報酬の支払いは、現金又は本人の了承を得た上で銀行振り込みとする。

附　　則

　この規程は、平成29年6月15日から施行する。

　この規程は、平成29年12月8日から施行する。

別表１　常勤役員報酬

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 役　員　名　称 | 報　　　　酬 | 備　　　　考 |
| 理事長（月額） | ５０，０００円 | 職員兼務でない場合 |
| 理事長（月額） | ４０，０００円 | 職員兼務の場合 |
| 常務理事（月額） | ４０，０００円 | 職員兼務でない場合 |
| 常務理事（月額） | ２０，０００円 | 職員兼務の場合 |

別表２　非常勤役員報酬（会議等出席の場合）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 役　員　名　称 | 報　　　　酬 | 備　　　　考 |
| 理事長 | ５，０００円 |  |
| 理事 | ３，０００円 |  |
| 監事 | ３，０００円 |  |
| 評議員 | ３，０００円 |  |

別表３　役員報酬（会議等以外の業務）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 役　員　名　称 | 報　　　　酬 | 備　　　　考 |
| 理事長（日額） | ８，０００円 |  |
| 理事（日額） | ５，０００円 |  |
| 監事（日額） | ５，０００円 |  |
| 評議員（日額） | ５，０００円 |  |